

令和4年 第3回

八幡浜市教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 令和4年3月9日 水曜日 午後3時25分
- 2 場 所 保内庁舎3階 第4会議室
- 3 出席した者 教育長 井上靖
教育委員 菊池誠、上田純子、泉俊也、山下貴満
- 4 欠席した者 なし
- 5 会議に出席した公務員の職氏名
教育指導主幹 前田英隆 学校教育課長 菊池和幸
生涯学習課長 井上耕二 子育て支援課長 岡本正洋
学校教育課長補佐 西村真徳
- 6 次 第 別紙のとおり

八幡浜市教育委員会定例会次第
(令和4年3月 第3回)

- 1 教育長開会宣言
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長等の報告
 - (1) 教育長報告
 - (2) 2月分行事報告及び3月、4月分行事予定報告
- 4 議事
 - (1) 議案

議案第7号 令和4年4月1日付け教職員人事異動原案について
議案第8号 令和4年度八幡浜市教育委員会教育基本方針等の制定について
議案第9号 八幡浜市教育委員会表彰規程に基づく表彰について
議案第10号 八幡浜市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について
議案第11号 八幡浜市公立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
議案第12号 八幡浜市公立学校教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の制定について
議案第13号 八幡浜市公立学校事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の制定について
議案第14号 八幡浜市公立学校教職員旧姓使用取扱要綱の制定について
議案第15号 八幡浜市文化事業企画プロデュース補助金交付要綱の制定について
議案第16号 旧八幡浜市立図書館保存検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について
議案第17号 八幡浜市幼稚園型一時預かり事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について
 - (2) 報告・協議事項
- 5 その他
 - (1) 次回定例教育委員会の開催について
令和4年4月15日(金) 11時00分～ 保内庁舎3階 第4会議室
 - (2) 今後の予定
 - ① 卒業(園)式について

- ・幼稚園 令和4年3月18日（金）
- ・小学校 令和4年3月24日（木）
- ・中学校 令和4年3月17日（木）

② その他

- ・永年勤続者表彰式等

令和4年4月12日（火） ハーバープラザホテル

永年勤続者表彰式 14時30分～

合同会議 15時20分～

歓送迎会 中止

- ・八幡浜市教育研究集会

令和4年4月15日（金）八代中学校 13時30分～

6 教育長閉会宣言

[開会時刻：午後 3 時 25 分]

教育長

1 教育長開会宣告

ただいまから令和 4 年 3 月第 3 回八幡浜市教育委員会定例会を開催します。

2 前回会議録の承認

前回会議録について何かご意見はございませんか。

各委員

「なし。」

教育長

それでは承認していただけますか。

各委員

「はい。」

教育長

ありがとうございました。

3 教育長等の報告

(1) 教育長報告

3 枚ものの資料を用意しています。

1：いじめの認知件数

いじめについてです。10 月以降、1 件も認知がありませんでしたが、2 月に中学校で 1 件の認知がありました。

被害生徒は、中学 1 年生の男子で、加害生徒は、同じクラスの男子 5 名です。内容は、被害生徒の筆箱の中身を取り、別の場所に置く。時には叩かれたり、あだ名で呼ばれたりするなど、2 学期後半から日常的になりました。2 月に入ってから被害生徒が学校に行きたくないと訴え、母親から学校に報告がありました。

特に被害生徒からは、「物を取られたり、別の場所に置かれたりするのが嫌だ。」と言うことを訴えており、加害生徒に指導をしました。被害生徒は、学校には休まずに来ています。今年度の累計は、小学校 7 件と中学校 2 件の計 9 件となりました。

2. 不登校について

続きまして、不登校についてです。小学校は、10 月時点で 10 名で、その後は増えていません。中学校は、2 月末時点で 12 名ということで、下半期になり 5 名増えていますので、少し気になるところです。

今回は、不登校の小学校 10 名と中学校 12 名の児童生徒について、学年や性別とは別に四つに区分して示しています。「自教室」とは、学校に来た時に自分の教室に入れる。「別室」とは、学校に来たときに別室で学習する。そして、ほとんど学校に来れていない児童生徒を「自宅」としています。

中学校の 6 番は、おおずふれあいスクールに通っており、適応指導教室に席を置いている生徒です。10 番と 11 番は、松山のフリースクールに通っています。

3. 中止になった事業について

中止になった事業の対応について記載しています。1週間前の公民館研究大会は実施できましたが、市PTA研究大会は中止となりました。米澤さんの講演は、八西CATVで放映されます。

4. 受賞関係について

受賞関係では、ダンスフロム保内の上田さんが南海放送賞を受賞されました。資料をつけていますので、後ほどご覧ください。

5. 神山幼稚園の閉園について

神山幼稚園の卒園式と閉園式について記載しています。

6. 中学3年生の進路希望状況について

中学校3年生の入試は終わりましたが、本市の生徒たちがどこを希望しているかを表しています。既にご存知のとおり、南予の高校は軒並み志願倍率がマイナスです。この表だけで見ると、一番下の帝京第五高校以外の私立高校の志願者が昨年度7名に対して今年度は13名と、やや松山の私立高校に進む傾向が出てきていると思います。その他の県立高校の内訳は、その下に示しています。

他に資料としまして、富澤赤黄男俳句大会の入選者関係と八幡浜児童合唱団が定期演奏会を行いましたので、新聞記事をつけています。

何か質問はありませんか。

各委員

「なし。」

教育長

それでは、その他の報告に移ります。

(2) 2月分行事報告及び3月、4月分行事予定報告

生涯学習課長お願いします。

生涯学習課長

18ページをお願いします。

3月24日（木）に社会教育委員会を開催する予定です。

20ページをお願いします。

市民文化活動センター3月の映画上映会は、3月12日（土）に「ワイルドスピード」、13日（日）に「花束みたいな恋をした」を上映します。「花束みたいな恋をした」は、定員140名が既に満席となっています。

3月19日（土）から21日（日）にかけて、中学校の吹奏楽部がプロの演奏家と楽器別でそれぞれプロが教えるワークショップや演奏会を実施する予定でしたが、コロナ感染予防のため延期としました。この事業については、コロナの感染状況を見ながら、来年度に開催したいと考えています。

3月27日（日）の日土小学校校舎見学会については、実施するかしないかを今後のコロナの感染状況等を勘案しながら3月14日に最終決定します。申込者のほとんどが市外で、県外が大半を占めていますので、実施は難しいと思います。

以上です。

教育長 ご質問はありませんか。

各委員 「なし。」

教育長 **4 議事**

(1) 議案

議案第7号は人事案件であり、県による公表がなされていないことから、審議を非公開とすることを発議します。

この件について採決いたします。

賛成の委員さんは挙手をお願いします。

各委員 <全員挙手>

教育長 賛成全員です。

よって議案第7号については、審議を非公開とすることを決定します。

教育委員と人事案件に関わる職員以外の退席を求めます。

(学校教育課長、生涯学習課長、子育て支援課長は退席)

会議場の閉鎖をお願いします。

[議場施錠]

(非公開の審議)

[議場開錠]

(学校教育課長、生涯学習課長、子育て支援課長は着席)

教育長 議案第7号「令和4年4月1日付け教職員人事異動原案について」ご異議はありませんか。

各委員 「異議なし。」

教育長 議案第7号「令和4年4月1日付け教職員人事異動原案について」異議のないことを決定します。

教育長 続いて、議案第8号「令和4年度八幡浜市教育委員会教育基本方針等の制定について」教育指導主幹より説明をお願いします。

教育指導主幹 24ページをお願いします。

令和4年度八幡浜市教育委員会教育基本方針（案）について、変更点はありません。

25ページをお願いします。

令和4年度学校教育の目標・努力点について、変更箇所を説明します。

2努力点の(2)現職教育は、「カリキュラム・マネジメントの視点を生かした取組を推進する。」としております。新学習指導要領は、全面実施されましたので、その言葉を取って「取組を推進する。」としました。

(4)道徳教育は、「道徳科の充実や家庭地域」としております。ここは、「特別な教科 道徳」としておりましたが、教科と道徳の間にスペースがあるのが少し気になるので、「道徳科」に変更しました。

一番下の(7)特別活動は、一行目に「自主的・実践的」となっていましたが、「自主的、実践的」に変更しております。

26ページです。

(8)生徒指導は、4行の文章が一文になっており少し長いので、真ん中あたりで、「規範意識を高める生徒指導の充実に努める。また、」と2文に分けました。

(10)キャリア教育は、「選択することのできる能力」としていましたが、学習指導要領の表現に合わせて、「選択する能力」に変更しました。

(13)情報教育は、「コンピューターや情報通信ネットワーク等」としていましたが、出だしのところに「一人一台端末をはじめとする」という言葉を付け加えました。それから、「ICTを活用した」とありますが、半角ではなく全角に変更し、「ICTを活用した」としました。

(15)幼（保）・小・中の連携は、来年度、認定こども園が入ってきますので、「幼稚園・保育所等含めた」としております。また、「連携を密にする」としていましたが、「連携を進める」に変更しております。

27ページをご覧ください。

学校教育の目標・努力点を図表で示したものについては変更ありません。

以上です。

教育長 ご質問はありませんか。

上田委員 今の説明を聞いて、だいたい分かりました。確かに変えなければいけない文言もありますし、いろいろと研究されていると思います。先ほどの説明の中で、(13)情報教育のところで、「ICT」を半角から全角にしたということですが、全角表

- 記の方がいいのですか。
- 教育指導主幹 県からの文章は、「ＩＣＴ」が全て全角表記となっていますので、それに合わせました。
- 上田委員 每年見直しを行い、余分な言葉を削除し、本当に必要なものだけとなるようご苦労されているというのはよく分かります。ただ、言葉の並べかえだけに終わらないように、本当の教育、先生方に対して目が行きますようにお願いします。
- 2点目が、幼（保）・小・中の連携について、今まで「交流・連携を密にする」という言葉でしたが、今度は「交流・連携を進める」ということで、一つ先に進んだ言葉になります。小・中と幼（保）との連携は、今まで取り組んできましたが、なかなか難しいことでした。「進める」という言葉にした以上は、何か具体的に形に残るようにするという強い思いをこの文章で読み取りますので、ぜひ具現化していただきたいと思います。
- 教育指導主幹 分かりました。
- 教育長 後ろ向きの考えではないのですが、「小・中のブロック別研究推進体制を生かしながら、幼稚園・保育所等も含めた交流・連携」としていますので、特に幼稚園・保育所等との連携を一層深めますという意味ではありません。
- 上田委員 分かります。この言葉にすごく意気込みというか、覚悟を感じたので、あまり気負わぬようにしてください。
- 教育長 他に何かありませんか。
- 菊池委員 25ページの(2)は「取組を推進する。」としていますが、(7)の2行目に「取り組み」とあります。これは、違った意味での取り組みになるのですか。表記という意味で、これは統一しなくても大丈夫でしょうか。
- 教育長 (2)の「取組」は名詞で、(7)の「取り組み」は動詞という捉え方をしてください。
- 他にありませんか。
- 事前にチェックしているのですが、27ページの図表について修正をお願いします。中段より上、「外国語活動」、その下の段、「人権・同和教育」、「健康・安全教育」、「環境教育」を少し文字間をあけて、他の語句とのバランスをよくしてください。
- 先ほど「道徳科」に変更したという説明がありましたが、「特別の教科 道徳」

- でいいですか。「道徳科」にする必要はありませんか。
- 教育指導主幹 「道徳科」に合せます。
- 教育長 それでは、「道徳科」で問題なければ変更させていただきます。
- 教育長 他にご質問はありませんか。
- 各委員 「なし。」
- 教育長 議案第8号「令和4年度八幡浜市教育委員会教育基本方針等の制定について」原案のとおり承認していただけますか。
- 各委員 「異議なし。」
- 教育長 議案第8号「令和4年度八幡浜市教育委員会教育基本方針等の制定について」原案のとおり承認することを決定します。
- 教育長 続いて、議案第9号「八幡浜市教育委員会表彰規程に基づく表彰について」学校教育課長より説明をお願いします。
- 学校教育課長 議案書28ページをお願いします。
議案第9号「八幡浜市教育委員会表彰規程に基づく表彰について」ご説明します。
表彰されるのは、八幡浜市教育委員会表彰規程第4条第1号の規定「児童生徒の学習及び行動面において、特に優れ、他の模範となる者」に該当する29ページの小学生13名と30ページの中学生8名です。
次の31ページ、表彰されるのは、同じく表彰規程第3条第6号の規定に該当する今年度で退職される校長先生4名をはじめとした教職員12名の皆さんです。
説明は以上です。
- 教育長 ご質問はありませんか。
- 各委員 「なし。」
- 教育長 議案第9号「八幡浜市教育委員会表彰規程に基づく表彰について」原案のとおり承認していただけますか。

| | |
|--------|--|
| 各委員 | 「異議なし。」 |
| 教育長 | 議案第 9 号「八幡浜市教育委員会表彰規程に基づく表彰について」原案のとおり承認することを決定します。 |
| 教育長 | 続いて、議案第 10 号「八幡浜市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について」学校教育課長より説明をお願いします。 |
| 学校教育課長 | <p>議案書 32 ページをお願いします。</p> <p>議案第 10 号「八幡浜市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明します。</p> <p>これは、令和 3 年 8 月に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」などに基づき、外国語指導助手に関する妊娠、出産及び育児等と仕事の両立を支援するための措置を行うもので、具体的には、33 ページの第 14 条で特別休暇を増設しております。第 5 号で不妊治療特別休暇を年 5 日以内、第 8 号で妻の出産の立ち会いに 2 日以内などです。この他、字句の修正をしております。</p> <p>なお、附則において、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとしております。 説明は以上です。</p> |
| 教育長 | ご質問はありませんか。 |
| 各委員 | 「なし。」 |
| 教育長 | 議案第 10 号「八幡浜市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について」原案のとおり承認していただけますか。 |
| 各委員 | 「異議なし。」 |
| 教育長 | 議案第 10 号「八幡浜市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則の制定について」原案のとおり承認することを決定します。 |
| 教育長 | 議案第 11 号「八幡浜市公立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第 12 号「八幡浜市公立学校教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の制定について」、議案第 13 号「八幡浜市公立学校事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の制定について」一括して学校教育課長より説明をお願いします。 |
| 学校教育課長 | 議案第 11 号から第 13 号までは、いずれも変形労働時間制の導入に関するもの |

ですので、一括して説明します。

議案書 36 ページをお願いします。

議案第 11 号「八幡浜市公立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」説明します。この改正は、変形労働時間制の導入及び教職員、事務職員の職務の明確化をまとめて施行するものです。

常時勤務する教職員及び講師が繁忙期に正規の勤務時間を延長して、その分長期休業期間等に休日を連続して設定するという制度です。国は、学校における働き方改革を総合的に進める一つの選択肢と定義していますが、勤務時間の縮減につながるような制度ではありません。愛媛県は、昨年 4 月 1 日より制度を導入しており、南予の市町では、当市と一つの町だけが制度を導入しておりません。

この件については、昨年の 3 月定例校長会で説明しており、意見を求めましたが、1 年間意見がありませんでしたので、今回、このとおり制定するものです。この制度は、全教職員に対して一律に適用されるものではなく、あくまで本人が希望した場合に限り適用されるものです。

37 ページの下の方にありますように、第 18 条の 2 で教諭等の標準的な職務内容を、第 18 条の 3 で事務職員の標準的な職務内容を新たに規定しています。この中に、「必要な事項を別に定める」とありますが、これを定めたものが、41 ページの議案第 12 号「教諭等の職務内容の要綱」及び 44 ページの議案第 13 号「事務職員の職務内容の要綱」となります。後ほど、ご確認ください。

なお、いずれも、施行日は令和 4 年 4 月 1 日としております。

説明は、以上です。

教育長 ご質問はありませんか。

各委員 「なし。」

教育長 議案第 11 号「八幡浜市公立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第 12 号「八幡浜市公立学校教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の制定について」、議案第 13 号「八幡浜市公立学校事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の制定について」原案のとおり承認していただけますか。

各委員 「異議なし。」

教育長 議案第 11 号「八幡浜市公立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第 12 号「八幡浜市公立学校教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の制定について」、議案第 13 号「八幡浜市公立学校事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の制定

について」原案のとおり承認することを決定します。

教育長 続いて、議案第14号「八幡浜市公立学校教職員旧姓使用取扱要綱の制定について」学校教育課長より説明をお願いします。

学校教育課長 議案書49ページをお願いします。

議案第14号「八幡浜市学校教職員旧姓使用取扱要綱の制定について」説明します。

この要綱は、教職員が婚姻や養子縁組などにより名字が変わっても、届出により、元の名字を文書などに使用できるようにするものです。市の職員は、令和元年5月に要綱を制定しております。学校現場から教職員もできるようにしてほしいと要望がありましたので、今回制定するものです。施行日は令和4年4月1日としております。

説明は以上です。

教育長 ご質問はありませんか。

各委員 「なし。」

教育長 議案第14号「八幡浜市公立学校教職員旧姓使用取扱要綱の制定について」原案のとおり承認していただけますか。

各委員 「異議なし。」

教育長 議案第14号「八幡浜市公立学校教職員旧姓使用取扱要綱の制定について」原案のとおり承認することを決定します。

教育長 続いて、議案第15号「八幡浜市文化事業企画プロデュース補助金交付要綱の制定について」生涯学習課長より説明をお願いします。

生涯学習課長 55ページをお願いします。

議案第15号「八幡浜市文化事業企画プロデュース補助金交付要綱の制定について」説明します。

本議案は、これまで八幡浜市文化会館で実施していた企画プロデュース事業を令和4年度より八幡浜市民文化活動センター・コミカンでも実施できるようになるため、両施設共通の要綱を新たに制定するものです。

第1条で趣旨について定めています。内容については、文化会館及び市民文化活動センターを活用して、住民が企画及び立案の上、自主運営する文化事業を支

援することを目的として、補助金を交付するために必要な事項を定めています。

第2条では、補助対象事業を定め、音楽、舞踏、演劇等を対象としています。

56ページをお願いします。

第3条では、補助の対象者、補助金の交付を受けることができる者について定め、市内に在住し又は勤務する個人、市内に所在する団体又はグループなどを対象としています。

第4条では、補助対象経費について定め、第5条では、補助金の額を定め、1事業につき1年度あたり25万円を上限としています。

第6条から58ページの第17条において、手続き等に必要な事項を定めています

58ページをお願いします。

一番下の行となります、附則第1項において、本規則の施行期日を令和4年4月1日としています。

59ページになりますが、附則第2項において、八幡浜市文化会館企画プロデュース事業実施要綱については廃止としています。

61ページからは、補助金の申請等に際し、必要になる申請書等の様式を定めています。

説明は以上です。

教育長

ご質問はありませんか。

上田委員

以前、ゆめみかんで文化プロデュース事業をして補助を受けた団体から「1回補助を受けたら、あとは事業をしても補助はない。」という話を聞いたことがあります。例えば、その団体がゆめみかんで行った事業を新しい文化活動センターでも実施したいとなった場合に補助はしてもらえるのでしょうか。

生涯学習課長

56ページの第5条にありますが、1事業につき1年度当たり25万円を上限とすると記載されておりますので、今年度補助を受けたとしても来年度にはまた新たに申請できます。もし違っていれば、次回の定例会で報告します。

教育長

他に何かありませんか。

各委員

「なし。」

教育長

議案第15号「八幡浜市文化事業企画プロデュース補助金交付要綱の制定について」原案のどおり承認していただけますか。

| | |
|--------|--|
| 各委員 | 「異議なし。」 |
| 教育長 | 議案第 15 号「八幡浜市文化事業企画プロデュース補助金交付要綱の制定について」原案のとおり承認することを決定します。 |
| 教育長 | 続いて、議案第 16 号「旧八幡浜市立図書館保存検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について」生涯学習課長より説明をお願いします。 |
| 生涯学習課長 | <p>71 ページをお願いします。</p> <p>議案第 16 号「旧八幡浜市立図書館保存検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明します。</p> <p>本議案は、これまで旧八幡浜市立図書館保存検討委員会の任期について定めているのですが、令和 3 年度はコロナ感染症の影響により会議が 1 度しかできなかつたことから、保存に向けて引き続き内容を検討する必要があるため、令和 4 年 3 月 31 日までとしていた任期を 1 年延長し、令和 5 年 3 月 31 日までと改正するものです。</p> <p>なお、附則において、この要綱は、公布の日から施行するとしています。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 教育長 | ご質問はありませんか。 |
| 菊池委員 | この会は何回か開催されたのですか |
| 生涯学習課長 | 1 回開催しています。 |
| 菊池委員 | 全部で何回開催する予定だったのですか。 |
| 生涯学習課長 | 保存検討に係る内容が固まるまでです。 |
| 菊池委員 | 提案理由には、「予定していた回数」と書いているので、例えば全 5 回の予定のうち 1 回しかできなかつたという捉え方もあります。文言としては、今おっしゃられたように、「内容が検討できなかつたから」の理由の方が良いのではないかと思いました。 |
| 生涯学習課長 | 今年度中に 2 回は開催する予定でしたが、コロナの影響により 1 回しか開催できませんでしたので、「予定していた回数を開催することができなかつた」としました。 |

| | |
|---------|---|
| 教育長 | 他に何かありませんか。 |
| 各委員 | 「なし。」 |
| 教育長 | 議案第 16 号「旧八幡浜市立図書館保存検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について」原案のとおり承認していただけますか。 |
| 各委員 | 「異議なし。」 |
| 教育長 | 議案第 16 号「旧八幡浜市立図書館保存検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について」原案のとおり承認することを決定します。 |
| 教育長 | 続いて、議案第 17 号「八幡浜市幼稚園型一時預かり事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」子育て支援課長より説明をお願いします。 |
| 子育て支援課長 | <p>議案書 72 ページをお願いします。</p> <p>議案第 17 号「八幡浜市幼稚園型一時預かり事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」ご説明します。</p> <p>本件は、幼稚園での延長保育に当たる「幼稚園型一時預かり事業」について、本年 4 月から運営される神山こども園においても、当該事業を実施するため、所要の改正を行うものです。</p> <p>第 2 条「定義」の第 1 号では、これまで幼稚園のみであった公立の施設に、同条第 2 号の民間施設と同じように認定こども園を加えるため、「市立幼稚園」を「市立幼稚園等」に改め、「条例で定める幼稚園」に「条例で定める認定こども園」を加えます。</p> <p>その下、同条第 2 号及び第 3 条「実施主体」の改正は、字句の修正を行うもので、条文の内容自体に変更はありません。</p> <p>次のページをお願いします。</p> <p>第 4 条「実施日及び実施時間」及び第 5 条「実施施設」では、「市立幼稚園」を「市立幼稚園等」に改めます。また、第 4 条第 2 項第 2 号では、「幼稚園の規則で定める休業日」に「認定こども園の規則で定める休園日」を加えます。</p> <p>第 6 条「対象児童」の第 1 項では、「実施施設に在籍する児童」について、認定こども園でも当該事業を実施するため、「幼稚園認定の子どもに限定する。」ことを加えます。同条第 2 項では、字句の修正を行います。</p> <p>以下、第 7 条「利用申込」から、次ページの第 11 条「利用負担金の納付」までの改正は、「市立幼稚園」を「市立幼稚園等」とする改正と、字句の修正を行うものです。</p> <p>75 ページをお願いします。</p> |

第7条関係、様式第1号、当該事業の利用申込書の様式についてです。表題のうち「八幡浜市立幼稚園」を「八幡浜市立幼稚園等」に改めます。

また、表の左上「幼稚園名」を記載する欄を「施設名」とし、幼稚園、認定こども園、どちらでも対応できる様式に改めます。

次のページの第8条関係、様式第2号、当該事業の利用変更（中止）届出書についても、表題、文章、記入欄において同様に改めます。

74ページにお戻りください。

附則についてです。この要綱は、令和4年4月1日からの施行とし、改正前の様式の使用については、経過措置を設けています。

説明は以上です。

教育長 ご質問はありませんか。

各委員 「なし。」

教育長 続いて、議案第17号「八幡浜市幼稚園型一時預かり事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」原案のとおり承認していただけますか。

各委員 「異議なし。」

教育長 続いて、議案第17号「八幡浜市幼稚園型一時預かり事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」原案のとおり承認することを決定します。

教育長 以上で議案を終了します。

(2) 報告・協議事項

何かありませんか。

各委員 「なし。」

5 その他

(1) 次回定例教育委員会の開催について、学校教育課長補佐お願いします。

(1) 次回定例教育委員会の開催についてです。

4月15日（金）11時から保内庁舎3階 第4会議室にて開催予定です。当日の午後1時30分から八幡浜市教育研究集会が八代中学校で開催予定としておりますので、よろしければ、教育委員会終了後、庁舎内で昼食を取っていただき、午後から研究集会へご参加いただく流れとして考えております。

- 教育長 別日にするよりは、同じ日にした方がいいと思いましたので、市教育研究集会にも参加していただけたらありがとうございます。よろしくお願ひします。
- 教育長 (2) 今後の予定、①卒業（園）式について、教育指導主幹より説明をお願いします。
- 教育指導主幹 卒園式については、幼稚園が令和4年3月18日（金）、小学校は令和4年3月24日（木）、中学校は令和4年3月17日（木）です。告辞は、本日お配りしておりますが、各学校にも予備を置いておりますので、どうかご活用ください。
以上です。
- 教育長 告辞については、その学校、その園に合った数字等を入れてもらって結構です、よろしくお願ひします。
②その他について学校教育課長補佐より説明をお願いします。
- 学校教育課長補佐 ②その他です。
永年勤続者表彰式及び合同会議を4月12日（火）ハーバープラザホテルにて開催予定としていますが、歓送迎会については、昨年に引き続き中止としています。
八幡浜市教育研究集会については、先ほどもふれましたが、4月15日（金）八代中学校にて13時30分から開催予定です。本日、ご案内の文書をお配りしておりますので、後ほどお目通しをお願いします。
- 教育長 何かありませんか。
- 各委員 「なし。」
- 教育長 それでは、以上をもちまして令和4年3月第3回八幡浜市教育委員会定例会を終了します。ありがとうございました。
- [閉会時刻：午後4時25分]

八幡浜市教育委員会會議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年3月9日

教育長 井上清

教育委員 萩池誠

教育委員

上田純子

教育委員

梶俊也

教育委員

山下貴滿